

2015年3月28日

奈良県知事候補者 様

聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状

日頃、聴覚障害者福祉向上にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

私たち「一般社団法人奈良県聴覚障害者協会」は、聴覚障害当事者団体として、日々聴覚障害者の暮らしと権利を守るための活動を展開しております。

当協会の上部団体である、一般財団法人全日本ろうあ連盟は、障害者権利条約や改正障害者基本法において手話は言語に含まれるものと位置づけられており、コミュニケーション手段の選択権は障害当事者にあることが明記されていますが、政策や施策において、手話を獲得し、学び、使用するといった機会の保障がまだ十分になされていません。

わたしたちは手話を獲得していない聴覚障害児・者も含めすべての人が手話を学び、「いつでも、どこでも、どんな内容でも」自由に手話ができる社会環境が作られることを目指し、「手話言語法」の制定を強く望んでいます。

奈良県におきましても、2012年9月に奈良県聴覚障害者支援センターが開所されるなど、聴覚障害者福祉におかれましても格段の進歩があり、聴覚障害者施策についての関心は年々高まってきております。

つきましては、皆様のご見解を広く関係者に周知いたしたく、お忙しいところ大変恐縮に存じますが、別紙の質問用紙に根拠となる理由を付してご記入のうえ、4月3日（金）までにメールまたはFAXにてご回答をいただきたくお願いいたします。

なお、ご回答の結果はご回答の有無、内容を原文のまま当協会ホームページに掲載させていただくとともに報道機関等へ発表していく予定です。

一般社団法人奈良県聴覚障害者協会
理事長 村上 武志

事務局：

〒634-0061 橿原市大久保町 320-11
奈良県社会福祉総合センター内
TEL 0744-29-0133 FAX 0744-29-0134
Email since1948-nda@kcn.jp

■公開質問状の内容

質問事項

質問事項の回答は、4月3日(金)までに、一般社団法人奈良県聴覚障害者協会事務局あて、メール (since1948-nda@kcn.jp) もしくはFAX(0744-29-0134)までお願いいたします。

1. 手話言語条例の制定について

ろうあ者が家庭や学校、地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使える環境を作るためにも、鳥取県のように「手話言語条例」が必要と考えています。

奈良県における「手話言語条例」を制定することについて貴殿のご見解をお聞かせください。

2. 奈良県の就職事情

奈良県内にある奈良県立ろう学校は在校生数が全国的にもトップクラスといわれるほどよい評判をいただいています。しかし、卒業後は奈良県内の企業の求人が少なく、また大学等進学校も少ない状態で、やむを得ず他府県に転出してしまいうケースが年々増えてきています。

また、県内に就職している聴覚障害者やこれから県内に就職を考えている聴覚障害者も県内に求人が少なく、求人があっても「電話ができること」が条件で聴覚障害者は門前払いという企業も少なくありません。このような状況に対して、貴殿のご見解をお聞かせください。

3. 手話通訳者の働く場の確保

厚生労働大臣公認の「手話通訳士」という資格があります。しかし現在、厚生労働大臣公認である手話通訳士を取得してもそれを活かせる場面が極端に少ない状況にあります。せつ

かく取得した資格を有効に活用するためにも、手話通訳者が業務として働く場所を拡充することが急務であると考えています。貴殿のご見解をお聞かせください。

4. 高齢聴覚障害者の支援

現在、高齢者支援のために介護保険法等が施行され、それに基づく介護保険事業が展開されていますが、どれも聴覚障害者には利用しにくいものがあります。老人ホーム等に入所された高齢聴覚障害者もほとんどが健聴者との共同生活になじめず、心細い余生を過ごしている状況が報告されています。

高齢聴覚障害者というと、高齢者全体でみると少数派ですが、聴覚障害者も介護保険料を支払っているため、聴覚障害者のニーズにあった介護保険サービスを受ける権利を有していると考えます。このことについて、貴殿のご見解をお聞かせください。

5. その他

聴覚障害者福祉施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

最後にご氏名をお願いします。